

令和元年（ネ）第2271号 福島第一原発事故損害賠償請求控訴事件

控訴人（一審原告）（閲覧制限）

被控訴人（一審被告） 国ほか1名

### 第3準備書面

（一審被告国第1準備書面〔予見可能性に関する統一準備書面〕の補充）

令和2年9月23日

東京高等裁判所第16民事部口係 御中

被控訴人（一審被告国） 指定代理人

清 平 昌 大

松 本 亮 一

江 本 满 昭

服 部 文 子

大 野 史 絵

布 村 希 志 子

福 崎 有 沙

松 坂 一 樹



|   |    |
|---|----|
| 第1 はじめに   | 1  |
| 第2 本訴訟において伊方原発訴訟最高裁判決と同様の判断枠組みを用いないと<br>することは、判断過程審査ではなく判断代置審査を行うに等しいこと   | 2  |
| 第3 本件と同種の訴訟において名古屋地方裁判所が言い渡した判決について   | 7  |
| 1 はじめに  | 7  |
| 2 名古屋地裁判決の概要  | 10 |
| 3 名古屋地裁判決は、「主観的な認識可能性としての予見可能性」はあった<br>としているものの、予見の程度についても含めて、二段階審査の観点から適<br>切な検討・評価を行っていると解することができ、結論においてはもとより<br>正当であること                      | 13 |
| (1) 名古屋地裁判決は、規制権限不行使の違法性の考慮要素たる「予見可能<br>性」について、一審被告国の主張とは異なる意味で用いていると解される<br>こと   | 13 |
| (2) 仮に、名古屋地裁判決のように、規制権限不行使の違法性の考慮要素た<br>る「予見可能性」を「主観的な認識可能性としての予見可能性」という意<br>味で用いるのであれば、その予見の程度については、慎重に検討・評価す<br>る必要があること                      | 14 |
| (3) 名古屋地裁判決は、実質的に見れば、二段階審査の手法にのっとって結<br>論を導いていると解することができ、結論においてはもとより正当である<br>こと   | 15 |
| (4) 規制権限不行使の考慮要素たる「予見可能性」について、規範的評価を<br>踏まえた概念として捉えたとしても、事実概念として捉えたとしても、い<br>ずれにしても、一審被告国に、一審原告らが主張するような津波対策を一<br>審被告東電に講じさせるべき作為義務が発生する余地はないこと | 17 |

一審被告国は、本準備書面において、一審被告国第1準備書面（予見可能性に関する統一準備書面）における主張に関し、若干の補充をする。

なお、略語については、本準備書面で新たに用いるもののほかは、従前の例による。

## 第1 はじめに

- 1 一審被告国は、一審被告国第1準備書面第2の2(2)ウ（8ないし10ページ）において、裁判所が、使用開始後の原子炉施設に関する原子力規制機関の規制権限不行使の適否を審理判断するに当たっては、①使用開始後の原子炉施設に関して用いられた安全性の審査又は判断の基準に不合理な点があるか否か、②当該原子炉施設がその基準に適合とした原子力規制機関の判断の過程に看過し難い過誤、欠落があるか否か、という観点から行われるべきである旨主張したところである（伊方原発訴訟最高裁判決参照）。
- 2 この点、確かに本訴訟は国家賠償請求訴訟であり、伊方原発訴訟最高裁判決のような行政訴訟ではない。

しかしながら、国家賠償請求訴訟という訴訟形態であることを殊更に強調し、本訴訟において伊方原発訴訟最高裁判決と同様の判断枠組みを用いないことは、ひつきよう、伊方原発訴訟最高裁判決が判示したような、行政決定の判断過程の適正さを確保することによって行政裁量を法的に統制しようとする審査方式（判断過程審査）ではなく、科学問題についての判断能力に限界がある裁判所が、原子力発電所の安全性について独自の判断を下し、これをもって行政判断に置き換えるような審査方式（判断代置審査）を行うに等しいものである。

- 3 本訴訟において伊方原発訴訟最高裁判決と同様の判断枠組みを用いるか否かは、本訴訟の結論を導く上で重要な点であると解されることから、一審被告国控訴答弁書第4の2（13ないし27ページ）において主張したところ

であるが、以下、この点に関し、一審被告国の主張を補充する（後記第2）。

4 また、先般、名古屋地方裁判所に係属していた同種訴訟（同裁判所平成25年（ワ）第2710号ほか）において判決が言い渡されたところ（同裁判所令和元年8月2日判決。丙口第221号証。以下「名古屋地裁判決」という。），同判決は、規制権限不行使の違法性の考慮要素たる「予見可能性」を、一審被告国が主張する「予見可能性」とは異なる意味のものとして用いているものの、前記2の観点を踏まえて適切な検討・評価を行っており、結論において正当であることについても論じる（後記第3）。

## **第2 本訴訟において伊方原発訴訟最高裁判決と同様の判断枠組みを用いないとすることは、判断過程審査ではなく判断代置審査を行うに等しいこと**

1 一審被告国第1準備書面第2の2（4ないし13ページ）で詳述したとおり、国賠法上の違法性は、作為の問題であれ不作為の問題であれ、公務員が負っている職務上の法的義務に違背したか否かによって判断されるべきところ（職務行為基準説）、公務員が規制権限を行使すべき職務上の法的義務に違背したと判断されるためには、少なくとも、国賠法上の違法性があると主張されているいざれかの時点において、規制行政庁の公務員において規制権限の行使が可能であることはもとより、規制権限の行使をすべき状態にあつたことが大前提となる。

この点、原子炉施設の設置許可処分は、炉規法24条1項各号に適合していると認められる場合にのみ許可されるものであり、そのうち同項4号所定の「原子炉施設の位置、構造及び設備が（中略）災害の防止上支障がないものであること。」の要件に係る判断は、将来、当該許可に係る原子炉を設置、稼働させた場合、同施設に求められている安全性（相対的安全性）が確保されているか否かを審理、判断するものであることから、設置許可処分後の科学技術水準の進展によって当該許可に係る原子炉が同項4号所定の要件を満

たさなくなり、従前の設置許可処分が行政処分として違法状態になっている場合（すなわち、当初の処分要件を事後的に欠くことになった場合）に、同施設に求められる安全性（相対的安全性）を確保させるため、規制行政庁の公務員が規制権限を行使することになる。

しかるところ、本訴訟で問題となっているような規制権限も、原子炉施設使用開始後に津波対策の抜本的変更を命じる場合の規制権限であって、その法的根拠を何に求めるかにかかわらず、科学技術水準の進展によって、設置許可処分時に想定した津波とは異なる高さの津波を想定する結果、設置許可処分時には炉規法24条1項4号所定の要件を満たすものと判断されていた原子炉施設が当該要件を満たさなくなった場合に行使されることになるものであり、相対的安全性が確保できなくなっている場合にその安全性を確保させるために行使するものである。

2 このように、本訴訟で問題となっている規制権限を行使すべき状態にあるというのは、正に、従前の設置許可処分が、炉規法24条1項4号所定の要件を満たさなくなり、行政処分として違法状態になっていることを意味するところ<sup>\*1</sup>、この従前の設置許可処分が、行政処分として違法状態になっている場合がどのような場合かを判断する枠組みを示したのが、伊方原発訴訟最高

---

\*1 この点は、非申請型の義務付け訴訟において、行政庁が、第三者に規制権限を行使すべき場合（当該訴訟における原告本案勝訴要件）を規定した行政事件訴訟法37条の2第5項が、裁量処分の場合につき「行政庁がその処分をしないことがその裁量権の範囲を超える若しくはその濫用となると認められるとき」と規定しているところ、「どのような場合が『裁量権の範囲を超える若しくはその濫用となると認められるとき』に当たるかについては、裁量処分の取消しについて規定する第30条の『裁量権の範囲をこえ又はその濫用があつた場合』と基本的な考え方方は同じ」（小林久起「司法制度改革概説3 行政事件訴訟法」166ページ）と考えられてことからも明らかである。

裁判決なのである。

そして、伊方原発訴訟最高裁判決が示すように、当初の安全性の判断の適否に関する裁判所の審理判断が、具体的審査基準の設定及び同基準への適合性の審査に科学的、専門技術的裁量が認められることを前提として、同基準に不合理な点があるか否かを審査し（第一段階の審査）、更に同基準に適合するとした判断の過程に看過し難い過誤、欠落があるか否かを審査する（第二段階の審査）というものであった（以下、このような審査手法を「二段階審査」という。）以上、原子炉施設の使用後に、科学的知見の進展によって、当初の前提が失われて災害の防止上の支障が発生するに至ったと認められるか否か（すなわち、規制権限の行使・不行使の適否）に関する裁判所の審理判断も、規制権限の行使・不行使が問題とされる当時の安全性の審査又は判断において前提とした具体的な審査基準に不合理な点があったか否か、また、その具体的な適合性の判断の過程に看過し難い過誤、欠落があったか否かという、二段階審査を経て行われるべきことは、科学的、専門技術的裁量を前提とする事柄の性質上、当然のことといわなければならない。

そのことは、仮に、特定の原子炉施設について相対的安全性を欠いていることが判明したときは、原子力規制機関において、行政処分である規制権限を発動することとなるところ、当該行政処分（規制権限の行使）の適否を裁判所が審理判断するに当たっては、正に、科学的、専門技術的裁量を前提として、伊方原発訴訟最高裁判決が示すような二段階審査を経て、その適否が審理判断されるべきことになることからも裏付けられるというべきである。

したがって、本訴訟において、少なくとも、伊方原発訴訟最高裁判決が示したのと同様の判断枠組みの下で従前の設置許可処分が違法状態となっていない限り、各時点の規制行政庁の公務員において、規制権限を行使すべき職

務上の法的義務が発生する余地はないというべきである<sup>\*2</sup>。

仮に、このように解することなく、訴訟の場面において、裁判所が、原子炉施設の設置許可処分の段階では、伊方原発訴訟最高裁判決が判示するとおり、審査基準の合理性及び同基準に適合するとした判断過程の合理性をもつて原子炉施設の安全性を審査する手法（判断過程審査方式）を採用する一方、設置許可処分後は、このような審査手法を離れ、これと異なる審査手法（判断代置審査方式）でその安全性を審査して規制権限を行使すべきであったか否かを判断するとなれば、当該原子炉施設の設置許可処分それ自体は適法でありながら、設置後については異なる審査手法による司法判断がなされる結果、安全性の欠如を理由として適法に稼働することができないという事態となりかねない。このような不合理な矛盾ないし背理は、訴訟の場面において、裁判所が、設置許可処分段階とその後の稼働段階とで異なる審査手法を採用することにより生ずるものであって、およそ法の想定する事態とは考え難い

---

\*2 なお念のため付言するに、一審原告らが、一審被告国において一審被告東電に講じさせるべきであったと主張する津波対策は、設置許可処分時の想定を前提とした津波対策を抜本的に変更するものであるから、基本設計ないし基本的設計方針に関わる事項である。しかるに、本件事故前において、技術基準適合命令は、後段規制における技術基準の不適合を是正するものとしてのみ規定されていたのであるから、一審被告国は、一審原告らが主張する津波対策を内容とする技術基準適合命令を発することはできなかったものである（一審被告国原審第26準備書面第3・27ないし53ページ）。

この点、本文で述べた一審被告国の主張は、本件事故前において、基本設計ないし基本的設計方針に関わる事項であっても技術基準適合命令を発することができたとの一審原告らの主張を前提にしたとしても、伊方原発訴訟最高裁判決が示したのと同様の判断枠組み（審査基準の合理性及び同基準に適合するとした判断過程の合理性を二段階で審査すること）によって、福島第一原発が相対的安全性を確保していたか否かを判断すべきであると主張するものである。

ものである。

3 以上のとおり、本訴訟においても、国賠法上の違法性が認められるか否かを判断する前提として、伊方原発訴訟最高裁判決が示すような判断枠組み、すなわち、裁判所において、国賠法上の違法性が主張されている各時点の科学技術水準に照らし、①使用開始後の原子炉施設に関して用いられた安全性の審査又は判断の基準に不合理な点があるか否か、②当該原子炉施設がその基準に適合するとした原子力規制機関の判断の過程に看過し難い過誤、欠落があるか否かを、判断代置審査ではなく、判断過程審査の手法で判断する枠組みを用い、一審原告らが主張する各違法時点の科学技術水準に照らし、前記①及び②の点が審理されなければならないことは当然のことであって<sup>\*3</sup>、

---

\*3 行政庁の専門技術的な裁量判断（教科書検定）の国賠法上の違法性の有無が判断されたいわゆる家永教科書裁判の第一次訴訟最高裁判決（最高裁平成5年3月16日第三小法廷判決・民集47巻5号3483ページ）に関し、その調査官解説（瀧澤泉・最高裁判所判例解説民事篇、平成5年度（上）388ページ）において、裁量処分に対する司法審査の方法が判例に表れた事案の一つとして、伊方原発訴訟最高裁判決が紹介された上で（同421及び422ページ）、「本判決は、以上の判例、学説状況の中で、教科書検定における文部大臣の判断に専門技術的な裁量を認め、その審査方法として、看過し難い過誤の有無を基準とする裁量限界審理方式を採用した」（同424ページ）と説明され、その後の第三次訴訟最高裁判決（最高裁平成9年8月29日第三小法廷判決・民集51巻7号2921ページ）に関しても、その調査官解説（大橋弘・最高裁判所判例解説民事篇平成9年度（下）1017ページ）において、「第一次訴訟の上告審判決は、（中略）同じく専門技術的見地からの裁量を要する伊方原発判決に近い審査基準を用いるべきとの判断に基づいたものと考えられる。（中略）本判決は、第一次訴訟の上告審判決の審査基準をそのまま踏襲したものである。」（同1043及び1044ページ）と説明されているとおり、最高裁は、行政庁の専門技術的な裁量判断の国賠法上の違法性を判断するに当たって、伊方原発訴訟最高裁判決と同様の判断過程審査の手法を用いているところである。

少なくとも、かかる二点について不合理な点が認められない限り、国賠法上の違法性が認められる余地はない。

4 なお、原子炉施設の周辺住民らが、当該原子炉施設の安全性に欠けるところがあるとして、人格権等に基づき、当該原子炉施設の運転の差止めを求める事案や運転差止めの仮処分命令を求める事案においても、多くの裁判所が、設置許可処分後の原子炉施設の安全性を審理判断するに際し、前記3で述べたのと同様の二段階審査の手法を用いているところであり（原子炉施設の周辺住民らが、当該原子炉施設の安全性に欠けるところがあるとして、人格権等に基づき、当該原子炉施設の運転の差止めを求める事案に関するものとして、名古屋高裁金沢支部平成30年7月4日判決・判例秘書登載・判例番号L07320250、函館地裁平成30年3月19日判決・判例秘書登載・判例番号L07350143等。また、原子炉施設の周辺住民らが、当該原子炉施設の安全性に欠けるところがあるとして、人格権等に基づき、当該原子炉施設の運転差止めの仮処分命令を求める事案に関するものとして、高松高裁平成30年11月15日決定・判例時報2393・2394合併号383ページ、広島高裁平成30年9月25日決定・判例秘書登載・判例番号L07320392、大阪高裁平成29年3月28日決定・判例時報2334号4ページ、福岡高裁宮崎支部平成28年4月6日決定・判例時報2290号90ページ等）、このことも、一審被告国の前記主張の解釈の正当性を裏付けるものというべきである。

### 第3 本件と同種の訴訟において名古屋地方裁判所が言い渡した判決について

#### 1 はじめに

(1) 前記第2のとおり、本訴訟で一審被告国が規制権限を行使すべきであったか否かは、伊方原発訴訟最高裁判決が示したのと同様の判断枠組みによって審理判断されるべきであり、本件において、作為義務の発生を基礎

づける程度の予見可能性が一審被告国にあったか否かは、①使用開始後の原子炉施設に関して用いられた津波に対する安全性の審査又は判断の基準に不合理な点があるか否か、②当該原子炉施設がその基準に適合するとした原子力規制機関の判断の過程に看過し難い過誤、欠落があるか否か、という観点から行われるべきである。

しかるところ、一審被告国第1準備書面において詳述したとおり、本件事故前の想定津波に対する安全性の審査又は判断の基準（津波評価技術と同様の考え方）は、基準として合理性を有していたものであるし、原子力規制機関は、従前の支配的な見解からは導かれない新たな科学的知見である「長期評価の見解」について、同見解が福島第一原発の前記審査又は判断の基準への適合性判断に影響を及ぼし得る知見であるか否かとの観点から調査を行ったものの、同見解を裏付ける科学的根拠が存在しなかつたことから、同見解は、審議会等の検証に耐え得る程度の客観的かつ合理的根拠を伴った地震地体構造の知見とは評価できず、したがって、福島第一原発の前記基準への適合性判断に影響を与える知見ではないと評価して、一審被告東電に対して規制権限を行使してこなかったものであり、かかる原子力規制機関の判断は、本件事故以前の地震及び津波の科学的知見の状況に照らして十分な合理性を有するものであった。

そうすると、一審被告国は、「長期評価の見解」について調査義務を十分に尽くしており、福島第一原発に主要建屋の敷地高を超える津波が到来することについて、作為義務の発生を基礎づける程度の予見可能性はな

かったというべきである<sup>\*4</sup>。

したがって、一審被告国について、規制権限の不行使が許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くとは到底いえず、一審被告国が規制権限を行使しなかつたことが国賠法上違法と評価される余地はないというべきである。

(2) この点、一審被告国は、一審被告国第1準備書面脚注3（3ページ）で述べたとおり、規制権限不行使の違法性の考慮要素たる「予見可能性」について、「作為義務（法的義務）の発生を基礎づける予見可能性」という規範的評価を踏まえた意味で用いているところ、名古屋地裁判決は、規制権限不行使の違法性の考慮要素たる「予見可能性」を、規範的評価を離れた「主観的な認識可能性としての予見可能性」という意味で用いているものと解される。

仮に、「予見可能性」を名古屋地裁判決のように「主観的な認識可能性としての予見可能性」という意味で用い、かかる意味における「予見可能性」があったと判断するとしても、予見の程度については、別途、前記(1)の観点を踏まえて、慎重に検討・評価する必要があるというべきところ、名古屋地裁判決は、この点について適切な検討・評価を行っており、結論においては正当なものということができる。

以下、名古屋地裁判決の概要を述べた上で（後記2）、同判決は、「主観的な認識可能性としての予見可能性」はあったとしているものの、予見

---

\*4 しかも、一審被告国は、「長期評価の見解」を無視していたわけではなく、確率論的安全評価の中に取り込むことで、福島第一原発の津波対策の安全性を再評価することを検討していたものであるところ、本件事故前の確率論的安全評価の進展状況からすると、福島第一原発は、確率論的安全評価によっても、早急に津波対策を見直す必要がある状況ではなかったものである。

の程度についても含めて、前記(1)の観点を踏まえた適切な検討・評価を行っており、結論においては正当であることを明らかにする（後記3）<sup>\*5</sup>。

## 2 名古屋地裁判決の概要

名古屋地裁判決の概要は、以下のとおりである。

(1) 津波評価技術は、「原子力施設の津波に対する安全性評価技術の体系化及び標準化についての検討を行うことを目的」とする「津波評価部会が培ってきた津波の波源や数値計算に関する知見を集大成して、原子力発電所の設計津波水位の標準的な設定方法を提案したもの」として策定・公表されたものである（丙口第221号証・名古屋地裁判決340ページ）。

---

\*5 なお、念のため付言するに、名古屋地裁判決は、規制権限不行使の違法性の考慮要素たる「予見可能性」の有無を審理判断するに当たり、前記第2で述べた伊方原発訴訟最高裁判決が示したのと同様の判断枠組み（二段階審査の手法）を明示的には採用していない。

しかしながら、本件で伊方原発訴訟最高裁判決が示した二段階審査という判断枠組みによらずに審理判断するということは、原子炉施設が相対的安全性を欠いていることが判明した際の原子力規制の適否（設置許可処分の適否、規制権限の行使・不行使の適否等）について、設置許可処分段階とその後の稼働段階とで異なる判断枠組みにより審理判断することにほかならない。

この点、名古屋地裁判決は、後記3のとおり、「主観的な認識可能性としての予見可能性」はあったとしているものの、原子力規制機関における専門技術的判断の存在を前提に、実質的に見れば、二段階審査の手法にのっとって、予見の程度も含めて適切に検討・評価していると解することができ、結論においては正当である。仮に、本件で二段階審査の手法、すなわち、伊方原発訴訟最高裁判決が判示したような行政決定の判断過程の適正さを確保することによって行政裁量を法的に統制しようとする審査方式（判断過程審査）ではなく、科学問題についての判断能力に限界がある裁判所が、二段階審査の観点を踏まえた慎重な検討・評価を行うことなく、原子力発電所の安全性について独自の判断を下し、これをもって行政判断に置き換えるような審査方式（判断代置審査）を用いるとすれば、本件で誤った結論を導くおそれがある。

他方で、「長期評価の見解」は、地震本部が「全国にわたる総合的な地震防災対策を推進するため」（丙口第221号証・名古屋地裁判決341ページ）に策定・公表したものであるところ、長期評価の「頭書きには、『なお、今回の評価は、現在までに得られている最新の知見を用いて最善と思われる手法により行ったものではあるが、データとして用いる過去地震に関する資料が十分にないこと等による限界があることから、評価結果である地震発生確率や予想される次の地震の規模の数値には誤差を含んでおり、防災対策の検討など評価結果の利用にあたってはこの点に十分留意する必要がある。』と記載されていた」上（同号証344ページ）、地震本部は、「長期評価の見解」について、発生領域の信頼度を「C」、すなわち、「想定地震と同様な地震が領域内のどこかで発生すると考えられるが、想定震源域を特定できず、過去の地震データが不十分であるため発生領域の信頼性はやや低い」と評価しており（同号証344及び345ページ）、中央防災会議が策定・公表した「日本海溝・千島海溝報告書では長期評価の見解は採用され」ず（同号証345ページ）、地震学又は津波学の専門家である佐竹教授、津村博士、松澤教授、今村教授、首藤名誉教授、谷岡教授及び笠原名誉教授は、いずれも、「長期評価の見解」は客観的かつ合理的根拠に裏付けられたものではなく、これを規制に取り込まなかつたことは合理的である旨の意見を述べている（同号証346ないし351ページ）。

(2) 「規制権限不行使の違法性の考慮要素たる結果回避義務との関係では、予見可能性が認められたからといって直ちに結果回避義務が生ずるものではなく、予見可能性の程度によって、求められる結果回避義務が異なるというべきである。すなわち、精度及び確度の高い知見に基づいた試算が出された場合には、直ちに結果回避措置を探ることを法的に義務付けることができる一方で、（中略）精度及び確度のそれほど高くない知見に基づく

試算しか得られない場合には、直ちに結果回避措置を探ることを法的に義務付けることはできず、今後の結果回避措置の内容、時期等については、規制行政庁の専門的判断に委ねられるというべきである。」（丙口第221号証・名古屋地裁判決386及び387ページ）

(3) 「長期評価の見解は、一定程度の信頼性は認められるものの、その根拠となったデータの少なさや理学的根拠の不十分さなどから」、「確度及び精度がそれほど高いものではなく、O.P.+10mを超える津波の到来は切迫したものではなかった。さらに、平成18年当時は、地震対策が喫緊の課題とされ、平成18年9月19日に耐震設計審査指針が改正されたのを受けて平成18年耐震バックチェックが進められ、被告らはこれに注力していた（中略）ことから、津波対策は地震対策に比して優先度の低いものであったといえる。（中略）そして、被告東電及び被告国は財政的資源及び人的資源は有限であり、あらゆるリスクに備えてあらゆる対策を講じることは不可能であるところ、上記のような確度及び精度の不十分な長期評価の見解に基づいて、津波対策より地震対策を優先的に講ずるという判断をすることは不合理とはいえない。」（丙口第221号証・名古屋地裁判決388ないし390ページ）

(4) 「どのような自然現象が発生した場合に原子炉の安全性を損なうおそれがあるか、原子炉の安全性を損なうおそれがあると判断した場合にどのような措置を探らせるべきかについては、多方面にわたる極めて高度な最新の科学的、専門技術的知見に基づく総合的判断が必要であるから、経済産業大臣には、どのような場合にどのような措置を講ずるかの判断について広範な裁量が認められるというべきである」ところ、「被告東電は、長期評価の見解を受けて、その根拠が不十分であることから、確定論として取り入れることはせず、確率論に基づく安全対策の中で取り入れていくこととし、その旨保安院に報告したことが認められる。このように、被告東電

は、長期評価の見解を受けて何ら対策をとっていなかったわけではなく、確率論に基づく安全対策の中で取り入れようとしていたといえるが、前記のとおり、長期評価の見解はその根拠となったデータの少なさや理学的根拠の不十分さなどから信頼性が必ずしも高くなかったことに鑑みれば、長期評価の見解を確定論ではなく確率論に基づく安全対策の中で取り入れるという方針は一定の合理性を有するものであったといえる。そして、被告国は、被告東電から長期評価の見解に対する対応策について報告を受けた後、長期評価の見解の根拠について推進本部の委員に確認するよう被告東電に指示し、同被告から確認の結果の報告を受けるなど、情報収集及び長期評価の見解に対する対策を検討していたのであり、上記のとおり、被告東電の報告した方針が一定の合理性を有するものであったことからすれば、更なる対策等の指示を行わなかったとしても、被告国の上記対応が不合理とはいえない。」（丙口第221号証・名古屋地裁判決390及び391ページ）

(5) 以上からすると、一審被告国が一審被告東電に対し、当該事件における原告らの主張する結果回避「措置を探るよう技術基準適合命令を発しなかったことがその許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くとは認められ」ず、「規制権限の不行使が国賠法上違法ということはできない。」（丙口第221号証・名古屋地裁判決392ページ）

3 名古屋地裁判決は、「主観的な認識可能性としての予見可能性」はあったとしているものの、予見の程度についても含めて、二段階審査の観点から適切な検討・評価を行っていると解することができ、結論においてはもとより正当であること

(1) 名古屋地裁判決は、規制権限不行使の違法性の考慮要素たる「予見可能性」について、一審被告国の主張とは異なる意味で用いていると解されること

名古屋地裁判決の前記2(2)の判示内容からすると、同判決は、規制権限不行使の違法性の考慮要素たる「予見可能性」について、一審被告国の中張とは異なる意味で用いていると解される。

すなわち、名古屋地裁判決は、「規制権限不行使の違法性の考慮要素たる結果回避義務との関係では、予見可能性が認められたからといって直ちに結果回避義務が生ずるものではなく、予見可能性の程度によって、求められる結果回避義務が異なるというべきである」と判示して（丙口第221号証・名古屋地裁判決386ページ）、「予見可能性」が認められた場合でも、更にその程度が問題になるとしていることからすると、同判決は、規制権限不行使の違法性の考慮要素たる「予見可能性」の概念を、規範的評価を離れた「主観的な認識可能性としての予見可能性」という意味で用いているものと解される。

(2) 仮に、名古屋地裁判決のように、規制権限不行使の違法性の考慮要素たる「予見可能性」を「主観的な認識可能性としての予見可能性」という意味で用いるのであれば、その予見の程度については、慎重に検討・評価する必要があること

もっとも、仮に、規制権限不行使の違法性の考慮要素たる「予見可能性」について、名古屋地裁判決のように「主観的な認識可能性としての予見可能性」という意味で用いるのであれば、その予見の程度については、十分慎重に検討・評価する必要がある。

すなわち、自然現象は、いかなる事象であっても発生することを完全に否定することはできない（抽象的な発生可能性は肯定され得る）から、「作為義務（法的義務）の発生を基礎づける予見可能性」は認められなくとも、「主観的な認識可能性としての予見可能性」は認められるという場合が生じ得ることになる。そのため、後者の意味において「予見可能性」を論じるのであれば、かかる意味における「予見可能性」が認められたとしても、

そのことから直ちに作為義務（結果回避義務）が発生するものではなく、予見の程度を十分に検討・評価した上で、作為義務（結果回避義務）が発生するといえるか否かを慎重に判断しなければならない。

この点、名古屋地裁判決は、結果回避義務の有無を検討する中で、「予見可能性」が認められたからといって直ちに結果回避義務が生ずるものではなく、「予見可能性」の程度によって、求められる結果回避義務は異なり、精度及び確度のそれほど高くない知見に基づく試算しか得られない場合には、直ちに結果回避措置を探ることを法的に義務付けることはできず、結果回避措置の内容、時期等については、規制行政庁の専門的判断に委ねられるとした（前記2(2)）。その上で、名古屋地裁判決は、本件事案において、「長期評価の見解」は、一定程度の信頼性は認められるものの、その根拠となったデータの少なさや理学的根拠の不十分さ等からして、「予見可能性」の程度は高度なものではなかったということができるから、「長期評価の見解」を確率論に基づく安全対策の中で取り入れるという一審被告東電の方針は一定の合理性を有しており、更なる津波対策の指示を行わなかつた一審被告国の対応は不合理とはいえないとして（同(3), (4)）、結論として、一審被告国に規制権限を行使すべき作為義務（結果回避義務）は発生していなかつたと判断した（同(5)）ものと解される。

(3) 名古屋地裁判決は、実質的に見れば、二段階審査の手法にのっとって結論を導いていると解することができ、結論においてはもとより正当であること

名古屋地裁判決は、二段階審査の手法を採用する旨を明示的には判示していないが、前記2のとおり、原子力規制機関における専門技術的判断の存在を前提に、実質的に見れば、二段階審査の手法にのっとって、使用開始後の原子炉施設に関して用いられた想定津波に対する安全性の審査又は判断の基準（津波評価技術と同様の考え方）の合理性を肯定し、福島第一

原発がその基準に適合するとした原子力規制機関の判断の過程に看過し難い過誤、欠落はないとの結論に至ったものと解することができる。

すなわち、名古屋地裁判決が、津波評価技術は「津波評価部会が培ってきた津波の波源や数値計算に関する知見を集大成して、原子力発電所の設計津波水位の標準的な設定方法を提案したもの」（前記2(1)）であるとした上で、原子力規制機関に広範な裁量があることを前提に（同(4)）、津波評価技術と同様の考え方に基づく原子力規制機関の対応<sup>\*6</sup>として、根拠が不十分な「長期評価の見解」を確定論（決定論）ではなく確率論に基づく安全対策の中で取り入れるという一審被告東電の方針を了承したことは不合理とはいえない旨判示していること（同(3), (4)）からすれば、同判決は、本件事故前に原子力規制機関が採用していた想定津波に対する安全性の審査又は判断の基準（津波評価技術と同様の考え方）の合理性を肯定した上で、当該基準を前提として「長期評価の見解」を裏付ける根拠の有無及びその程度を検討した結果、「長期評価の見解」は「その根拠となつたデータの少なさや理学的根拠の不十分さなどから信頼性が必ずしも高くなかつた」ものと評価されるものであったことから、これを確定論（決定論）ではなく確率論に基づく安全対策の中に取り入れることは合理的であったと判示しているものと解されるのである。

---

\*6 原子力規制実務において想定津波に対する安全性の審査又は判断の基準として用いられていた考え方とは、津波評価技術と同様に、客観的かつ合理的根拠を伴った科学的知見によって「地震地体構造の同一性」が認められる場合に限り、既往地震が確認できない領域でも波源を設定するというものであった（一審被告国第1準備書面第3の3・20ないし32ページ参照）。なお、「長期評価の見解」が津波地震であると「判断」した明治三陸地震、延宝房総沖地震及び慶長三陸地震は、いずれも地震地体構造の同一性が認められるものでなかつたのであり、この点については、必要に応じておって主張する。

このように、名古屋地裁判決は、原子力規制機関が採用していた審査又は判断の基準である津波評価技術と同様の考え方の合理性を肯定した上で、この基準を前提にすれば、「長期評価の見解」は規制に取り込むべき知見とはいはず、従来の福島第一原発の当該基準への適合性判断を見直す必要性を生じさせる程度に客観的かつ合理的根拠に裏付けられた知見ではないとの結論に至ったものと解されるのである。

この点、名古屋地裁判決は、前記(1)のとおり、「予見可能性」の意味について、一審被告国の中主張とは異なる意味において用いているものの、前記のとおり、二段階審査の観点を十分に踏まえた上で、「長期評価の見解」の根拠となつたデータの少なさや理学的根拠の不十分さなどからすれば、予見可能性は認められるものの、その程度は必ずしも高いものとはいえないなかつた（すなわち、平成20年推計津波〔福島第一原発の敷地南側でO.P.+15.7メートルの高さの津波〕が到来する切迫性はなかつた）として、一審被告国において、一審被告東電に津波対策を講じるよう命じる義務はなかつた旨判示したものと解されるのであり、結論においてはもとより正当である。

(4) 規制権限不行使の考慮要素たる「予見可能性」について、規範的評価を踏まえた概念として捉えたとしても、事実概念として捉えたとしても、いずれにしても、一審被告国に、一審原告らが主張するような津波対策を一審被告東電に講じさせるべき作為義務が発生する余地はないこと

なお、「予見可能性」の意味について、一審被告国が主張するような「作為義務（法的義務）の発生を基礎づける予見可能性」と捉えるか、名古屋地裁判決が前提とするような「主観的な認識可能性という意味での予見可能性」と捉えるかによる違いは、前記(2)の検討からも明らかだとおり、例えば、予見の程度（換言すれば、予見の対象となっている事象が発生する切迫性の有無。予見可能性を肯定する根拠となつた知見の理学的成熟性

ともいい得る。) に係る事情を、予見可能性の枠内で検討するか、それとも、結果回避義務の枠内で検討するか、といった形で現れる<sup>7</sup>。

もっとも、予見の程度(切迫性の有無)に係る事情をいずれの枠内で検討するとしても、「一審被告国に作為義務が発生していたか否か」という作為義務の有無に関する判断局面という観点からみれば、実質的な違いはないといえる<sup>8</sup>。

本件では、前記のとおり、「長期評価の見解」の根拠となったデータの少なさや理学的根拠の不十分さなどからすれば、規制権限不行使の考慮要素たる「予見可能性」について、一審被告国が主張するように規範的評価を踏まえた概念として捉えたとしても、名古屋地裁判決のように事実概念として捉えたとしても、いずれにしても、一審被告国に、一審原告らが主張するような津波対策を一審被告東電に講じさせるべき作為義務が発生する余地はないというべきである。

以上

---

\*7 すなわち、一審被告国の主張を前提にすれば「予見可能性」の枠内で検討することになるが、名古屋地裁判決のような理解を前提にすれば「結果回避義務」の枠内で検討することになる。

\*8 この点は、本件の原審判決や、本件と同種訴訟の千葉地方裁判所平成25年(ワ)第515号ほか損害賠償請求事件に係る同裁判所平成29年9月22日判決も同様である。

略称語句使用一覧表

| 略称             | 基本用語  | 使用書面 | ページ | 備考 |
|----------------|---|------|-----|----|
| 本件地震           | 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震                           | 5部判決 | 7   |    |
| 本件津波           | 本件地震に伴う津波   | 5部判決 | 7   |    |
| 福島第一原発         | 福島第一原子力発電所  | 5部判決 | 7   |    |
| 本件事故           | 福島第一原発から放射性物質が放出される事故                               | 5部判決 | 7   |    |
| 原賠法            | 原子力損害の賠償に関する法律                                      | 5部判決 | 8   |    |
| 国賠法            | 国家賠償法   | 5部判決 | 8   |    |
| 本件設置等許可処分      | 福島第一原発1号機ないし4号機の設置許可処分又は変更許可処分                      | 5部判決 | 12  |    |
| 原災法            | 原子力災害対策特別措置法  | 5部判決 | 16  |    |
| 炉規法            | 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律                           | 5部判決 | 29  |    |
| 放射線障害防止法       | 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律                           | 5部判決 | 40  |    |
| 昭和39年原子炉立地審査指針 | 昭和39年5月27日に原子力委員会によって策定された原子炉立地審査指針                 | 5部判決 | 47  |    |
| 昭和45年安全設計審査指針  | 昭和45年4月23日に原子力委員会によって策定された安全設計審査指針                  | 5部判決 | 47  |    |
| 平成13年安全設計審査指針  | 平成13年3月29日に国際放射線防護委員会による1990年勧告を受けて一部改訂がされた安全設計審査指針 | 5部判決 | 48  |    |
| 平成13年耐震設計審査指針  | 平成13年3月29日に国際放射線防護委員会による1990年勧告を受けて一部改訂がされた耐震設計審査指針 | 5部判決 | 48  |    |
| JNES           | 独立行政法人原子力安全基盤機構                                     | 5部判決 | 55  |    |
| 4省庁報告書         | 「太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査報告書」                             | 5部判決 | 69  |    |
| 7省庁手引き         | 「地域防災計画における津波対策強化の手引き」                              | 5部判決 | 76  |    |

|              |  |      |     |  |
|--------------|--|------|-----|--|
| 平成14年推計      | 平成14年3月被告東電が実施した「津波評価技術」に基づく津波推計計算   | 5部判決 | 93  |  |
| 平成20年推計      | 被告東電が、平成20年4月に「長期評価の見解」を用いて行った推計   | 5部判決 | 127 |  |
| 平成20年推計津波    | 平成20年推計による津波   | 5部判決 | 127 |  |
| 萩原マップ        | 別紙20「地体構造区分」   | 5部判決 | 180 |  |
| 川原           | 平成14年長期評価の公表当時、保安院原子力発電安全審査課耐震班の責任者(班長)であった川原修司  | 5部判決 | 198 |  |
| 大竹           | 平成14年長期評価の公表当時、日本地震学会会長兼地震予知連絡会会长であった大竹政和  | 5部判決 | 200 |  |
| 都司           | 平成14年長期評価公表当時の推進本部地震調査委員会の委員であった都司嘉宣(元東京大学地震研究所准教授)  | 5部判決 | 207 |  |
| 日本海溝・千島海溝調査会 | 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会  | 5部判決 | 212 |  |
| 推進地域         | 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域として指定するものとされた、地震防災対策を推進する必要がある地域   | 5部判決 | 212 |  |
| バックチェックルール   | 保安院が平成18年9月20日に策定した「新耐震審査指針に照らした既設発電用原子炉施設等の耐震安全性の評価及び確認に当たっての基本的な考え方並びに評価手法及び確認基準について」                            | 5部判決 | 220 |  |
| 合同WG         | 総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会地震・津波、地質・地盤合同ワーキンググループ  | 5部判決 | 221 |  |
| 本件各評価書       | 「耐震設計審査指針の改訂に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所5号機耐震安全性に係る中間報告の評価について」及び「耐震設計審査指針の改訂に伴う東京電力株式会社福島第二原子力発電所4号機耐震安全性に係る中間報告の評価について」 | 5部判決 | 222 |  |
| 平成3年の海水漏えい事故 | 福島第一原発1号機において、平成3年10月30日に発生した、「補機冷却水系海水配管からの海水漏えいに伴う原子炉手動停止」の事故  | 5部判決 | 231 |  |

|           |   |      |     |  |
|-----------|---|------|-----|--|
| 仮説①       | 「長期評価の見解」がその評価の前提として採用した、三陸沖北部から房総沖の海溝寄りの領域(日本海溝付近)において、過去に発生したマグニチュード8クラスの地震である慶長三陸地震、延宝房総沖地震及び明治三陸沖地震を三陸沖北部から房総沖の海溝寄りのプレート間大地震(津波地震)と評価する仮説 | 5部判決 | 266 |  |
| 仮説②       | 「長期評価の見解」がその評価の前提として採用した、具体的な地域は特定できないものの、明治三陸沖地震と同程度の地震が三陸沖北部から房総沖の海溝寄りの領域内(日本海溝付近)のどこでも発生する可能性があるという仮説                                      | 5部判決 | 266 |  |
| WG        | 低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ   | 5部判決 | 295 |  |
| WG報告書     | 平成23年12月22日公表の低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループの報告書   | 5部判決 | 295 |  |
| 2013年報告書  | UNSCEARが、平成25年10月の国連総会において、電離放射線の線源、影響及びリスクについて報告した報告書  | 5部判決 | 301 |  |
| 中間指針      | 「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」  | 5部判決 | 327 |  |
| 中間指針第一次追補 | 「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針追補(自主的避難等に係る損害について)」   | 5部判決 | 327 |  |
| 中間指針第二次追補 | 「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二次追補(政府による避難区域の見直し等に係る損害について)」  | 5部判決 | 327 |  |
| 中間指針第四次追補 | 「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第四次追補(避難指示の長期化等に係る損害について)」   | 5部判決 | 327 |  |
| 中間指針等     | 中間指針、中間指針第一次追補、中間指針第二次追補及び中間指針第四次追補の総称  | 5部判決 | 327 |  |
| 対象区域外滞在   | 避難に引き続き本件事故が発生した後に政府による避難等の指示があった対象区域外での滞在  | 5部判決 | 328 |  |

|                  |   |      |     |  |
|------------------|---|------|-----|--|
| 宿泊費等             | 本件事故が発生した後に政府による避難等の指示があった対象区域から避難することを余儀なくされたことにより負担した宿泊費及びこの宿泊に付随して負担した費用   | 5部判決 | 328 |  |
| 避難に係る精神的損害       | 対象区域外滞在を長期間余儀なくされた者及び本件事故発生時には避難指示等対象区域外に居り、同区域内に住居があるものの引き続き対象区域外滞在を長期間余儀なくされた者が、自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり阻害されたために生じた苦痛に係る精神的損害 | 5部判決 | 330 |  |
| 屋内退避に係る精神的損害     | 屋内退避区域の指定が解除されるまでの間、同区域における屋内退避を長期間余儀なくされた者が、行動の自由の制限等を余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛に係る精神的損害                                  | 5部判決 | 330 |  |
| 避難等に係る精神的損害      | 避難に係る精神的損害及び屋内避難に係る精神的損害の損害額  | 5部判決 | 330 |  |
| 避難所等             | 避難所、体育館、公民館等  | 5部判決 | 331 |  |
| 自主的避難等対象者        | 本件事故発生時に自主的避難等対象区域内に生活の本拠としての住居があった者  | 5部判決 | 334 |  |
| 避難が長期化する場合の精神的損害 | 長年住み慣れた住居及び地域が見通しおつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこでの生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等   | 5部判決 | 340 |  |
| 避難が長期化する場合の慰謝料   | 避難が長期化する場合の精神的損害の損害額  | 5部判決 | 340 |  |
| 原告番号1-1          | 小野深雪  | 5部判決 | 404 |  |
| 原告番号1-2          | 小野誠二  | 5部判決 | 404 |  |
| 原告番号1-3          | 井ノ上光華   | 5部判決 | 404 |  |
| 原告番号1-4          | 小野瑠々華   | 5部判決 | 404 |  |
| 原告番号1-5          | 小野篤志  | 5部判決 | 404 |  |
| 原告番号2-1          | 菅野貴浩  | 5部判決 | 404 |  |
| 原告番号2-2          | 菅野里美  | 5部判決 | 405 |  |

|               |   |      |     |  |
|---------------|---|------|-----|--|
| 原告番号2-3       | 渡邊早央莉   | 5部判決 | 405 |  |
| 原告番号2-4       | 菅野光佑  | 5部判決 | 405 |  |
| 原告番号2-5       | 菅野史佳  | 5部判決 | 405 |  |
| 原告番号3         | 千葉民子  | 5部判決 | 405 |  |
| 原告番号4         | 羽田典子  | 5部判決 | 405 |  |
| 原告番号5-1       | 松本美喜子   | 5部判決 | 405 |  |
| 原告番号5-2       | 松本貢   | 5部判決 | 405 |  |
| 原告番号5-3       | 松本悠風  | 5部判決 | 406 |  |
| 原告番号5-4       | 松本海翔  | 5部判決 | 406 |  |
| 原告番号6-1       | 渡辺仁子  | 5部判決 | 406 |  |
| 原告番号6-3       | 渡辺大将  | 5部判決 | 406 |  |
| 原告番号6-4       | 渡辺紗絵  | 5部判決 | 406 |  |
| 被告東電          | 東京電力ホールディングス株式会社  | 5部判決 | 410 |  |
| 保安院           | 原子力安全・保安院   | 答弁書  | 4   |  |
| 福島第二発電所       | 東京電力福島第二原子力発電所  | 答弁書  | 8   |  |
| 政府事故調査最終報告書   | 政府に設置された東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会作成の平成24年7月23日付け「最終報告」     | 答弁書  | 8   |  |
| 長期評価          | 三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価                                      | 答弁書  | 9   |  |
| 津波評価技術        | 土木学会原子力土木委員会刊行の「原子力発電所の津波評価技術」                              | 答弁書  | 14  |  |
| 国会事故調査報告書     | 国会における第三者機関による調査委員会(東京電力福島原子力発電所事故調査委員会)が発表した平成24年7月5日付け報告書 | 答弁書  | 16  |  |
| 平成18年耐震設計審査指針 | 平成18年9月19日に原子力安全委員会において新たに決定された耐震設計審査指針                     | 答弁書  | 23  |  |

|            |  |          |    |  |
|------------|--|----------|----|--|
| 電気事業法      | 本件設置等許可処分当時の電気事業法(平成24年法律第47号による改正前の電気事業法)   | 答弁書      | 27 |  |
| ICRP       | 国際放射線防護委員会   | 答弁書      | 37 |  |
| クロロキン最高裁判決 | 最高裁判所平成7年6月23日第二小法廷判決・民集49巻6号1600ページ   | 第1準備書面   | 2  |  |
| O. P.      | 小名浜港工事基準面(「Onahama Pile」)  | 原審第1準備書面 | 11 |  |
| 地震本部       | 地震調査研究推進本部   | 原審第1準備書面 | 15 |  |
| 中長期検討計画    | 津波溢水アクシデントマネジメント対策の検討においては、浸水したと仮定して、プラント停止、浸水防止、冷却維持の調査を行うものとされ、また、対策検討スケジュールとして、平成17年度から平成22年度までの期間を想定したスケジュール | 原審第1準備書面 | 20 |  |
| 女川発電所      | 東北電力株式会社女川原子力発電所   | 原審第1準備書面 | 20 |  |
| 浜岡発電所      | 中部電力株式会社浜岡原子力発電所   | 原審第1準備書面 | 20 |  |
| 大飯発電所      | 関西電力株式会社大飯原子力発電所   | 原審第1準備書面 | 20 |  |
| 泊発電所       | 北海道電力株式会社泊原子力発電所   | 原審第1準備書面 | 20 |  |
| 新技術基準      | 安全設計審査指針及び発電用原子力設備に関する技術基準   | 原審第1準備書面 | 30 |  |
| 後段規制       | 設計及び工事の方法の認可、使用前検査の合格、保安規定の認可及び施設定期検査までの規制   | 原審第2準備書面 | 18 |  |
| 詳細設計       | 原子炉施設の具体的な設計や工事方法  | 原審第2準備書面 | 18 |  |
| INES       | 国際原子力・放射線事象評価尺度  | 原審第2準備書面 | 40 |  |
| 原告ら第2準備書面  | 原告ら2016(平成28)年8月22日付け第2準備書面(規制権限不行使の違法性の判断枠組みと考慮要素等)   | 原審第3準備書面 | 1  |  |
| 宅建業者最高裁判決  | 最高裁判所平成元11月24日第二小法廷判決・民集43巻10号1169ページ  | 原審第3準備書面 | 1  |  |
| 筑豊じん肺最高裁判決 | 最高裁判所平成16年4月27日第三小法廷判決・民集58巻4号1032ページ  | 原審第3準備書面 | 1  |  |
| 関西水俣病最高裁判決 | 最高裁判所平成16年10月15日第二小法廷判決・民集58巻7号1802ページ   | 原審第3準備書面 | 1  |  |

|                |  |          |    |  |
|----------------|--|----------|----|--|
| 大阪泉南アスベスト最高裁判決 | 最高裁判所平成26年10月9日第一小法廷判決・民集68巻8号799ページ                               | 原審第3準備書面 | 1  |  |
| 本件各判決          | 宅建業者最高裁判決、クロロキン最高裁判決、筑豊じん肺最高裁判決、関西水俣病最高裁判決及び大阪泉南アスベスト最高裁判決、上記5つの判決 | 原審第3準備書面 | 1  |  |
| クロロキン最高裁判決等    | 宅建業者最高裁判決及びクロロキン最高裁判決の2つの判決  | 原審第3準備書面 | 1  |  |
| 筑豊じん肺最高裁判決等    | 筑豊じん肺最高裁判決、関西水俣病最高裁判決及び大阪泉南アスベスト最高裁判決の3つの判決                        | 原審第3準備書面 | 1  |  |
| 原告ら第3準備書面      | 原告ら2016(平成28)年8月22日付け第3準備書面(被告国が我が国の原子力事業を主導してきたことについて)            | 原審第3準備書面 | 2  |  |
| 宅建業法           | 宅地建物取引業法   | 原審第3準備書面 | 4  |  |
| 水質二法           | 公共用水域の水質の保全に関する法律及び工場排水等の規制に関する法律                                  | 原審第3準備書面 | 9  |  |
| 旧労基法           | 昭和47年法律第57号による改正前の労働基準法  | 原審第3準備書面 | 10 |  |
| その他の規制措置       | 日本薬局方からの削除や製造の承認の取り消しの措置以外の規制措置                                    | 原審第3準備書面 | 14 |  |
| 原告ら第1準備書面      | 原告ら2016(平成28)年5月11日付け第1準備書面  | 原審第4準備書面 | 1  |  |
| 使用停止等処分        | 平成24年改正後の炉規法43条の3の23に定める保安のために必要な措置                                | 原審第4準備書面 | 15 |  |
| 原告ら第5準備書面      | 原告ら2016(平成28)年10月20日付け第5準備書面(予見可能性の対象及び予見義務について)                   | 原審第5準備書面 | 1  |  |
| 原告ら第6準備書面      | 原告ら2016(平成28)年10月20日付け第6準備書面(津波の予見可能性を基礎づける主張)                     | 原審第5準備書面 | 2  |  |
| ミドリ十字          | 株式会社ミドリ十字  | 原審第5準備書面 | 21 |  |
| 延宝房総沖地震        | 1677年11月の房総沖の地震  | 原審第5準備書面 | 24 |  |
| 貞観津波           | 西暦869年に東北地方沿岸を襲った巨大地震によって東北地方に到来したとされる津波                           | 原審第5準備書面 | 37 |  |

|            |   |          |    |  |
|------------|---|----------|----|--|
| 佐竹ほか(2008) | 平成20年に刊行された「石巻・仙台平野における869年貞観津波の数値シミュレーション」(佐竹健治・行谷佑一・山木滋)という論文 | 原審第5準備書面 | 40 |  |
| 原告ら第9準備書面  | 原告ら平成28年12月8日付け第9準備書面(敷地高さを超える津波が予見できれば結果回避措置を取るべきこと)           | 原審第6準備書面 | 1  |  |
| 佐竹証人       | 佐竹健治証人  | 原審第6準備書面 | 1  |  |
| 佐竹証人調書①    | 千葉地方裁判所平成25年(ワ)第515号ほか事件第10回口頭弁論期日における地震・津波の専門家である佐竹健治証人の証人調書   | 原審第6準備書面 | 1  |  |
| 佐竹証人調書②    | 千葉地方裁判所平成25年(ワ)第515号ほか事件第11回口頭弁論期日における地震・津波の専門家である佐竹健治証人の証人調書   | 原審第6準備書面 | 1  |  |
| 島崎証人       | 島崎邦彦証人  | 原審第6準備書面 | 1  |  |
| 島崎証人調書①    | 千葉地方裁判所平成25年(ワ)第515号ほか事件での第8回口頭弁論期日のにおける島崎証人の証人調書               | 原審第6準備書面 | 1  |  |
| 島崎証人調書②    | 千葉地方裁判所平成25年(ワ)第515号ほか事件での第9回口頭弁論期日のにおける島崎証人の証人調書               | 原審第6準備書面 | 1  |  |
| 阿部氏        | 阿部勝征氏   | 原審第6準備書面 | 3  |  |
| 深尾・神定論文    | 1980年に発表された深尾良夫・神定健二「日本海溝の内壁直下の低周波地震ゾーン」と題する論文                  | 原審第6準備書面 | 34 |  |
| 阿部(1999)   | 1999年に発表された阿部氏の論文「遡上高を用いた津波マグニチュードMtの決定—歴史津波への応用—」              | 原審第6準備書面 | 80 |  |
| 原告ら第10準備書面 | 原告ら2016(平成28)年12月8日付け第10準備書面(本件で求められる具体的な結果回避措置について)            | 原審第7準備書面 | 2  |  |
| 起因事象       | 現実に起き得る異常や事故の発端となる事象  | 原審第7準備書面 | 6  |  |
| 崎山氏        | 崎山比早子氏  | 原審第8準備書面 | 1  |  |
| 崎山意見書①     | 平成27年1月7日付け崎山比早子の意見書  | 原審第8準備書面 | 1  |  |

|            |   |           |    |  |
|------------|---|-----------|----|--|
| 1990年勧告    | ICRPが平成2年(1990年)に行った勧告  | 原審第8準備書面  | 1  |  |
| LNT        | ICRPが採用しているしきい値なし直線   | 原審第8準備書面  | 9  |  |
| 避難区域       | 原災法に基づき、福島第一発電所から半径20Km圏内、福島第二発電所から半径10km圏内で住民の避難を指示した区域          | 原審第8準備書面  | 14 |  |
| 計画的避難区域    | 原災法に基づき、福島第一発電所から半径20Km以遠の周辺地域で計画的な避難を指示した区域                      | 原審第8準備書面  | 15 |  |
| 原告ら第11準備書面 | 原告ら2017(平成29)年2月2日付け第11準備書面(被告国の規制権限に関する主張に対する反論)                 | 原審第9準備書面  | 1  |  |
| 原告ら第12準備書面 | 原告ら2017(平成29)年2月2日付け第12準備書面(被告国の予見可能性の程度、予見を基礎づける知見についての主張に対する反論) | 原審第10準備書面 | 1  |  |
| 岡本教授       | 岡本孝司教授  | 原審第11準備書面 | 2  |  |
| 山口教授       | 山口彰教授   | 原審第11準備書面 | 5  |  |
| 津村博士       | 津村建四郎   | 原審第11準備書面 | 6  |  |
| 今村教授       | 今村文彦教授  | 原審第11準備書面 | 6  |  |
| 松澤教授       | 松澤暢教授   | 原審第11準備書面 | 15 |  |
| 新規制基準      | 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則                               | 原審第11準備書面 | 30 |  |
| 原告ら第13準備書面 | 原告ら2017(平成29)年4月20日付け第13準備書面(津波の予見可能性に関するまとめ)                     | 原審第12準備書面 | 1  |  |

|            |   |           |    |  |
|------------|---|-----------|----|--|
| 原告ら引用部分1   | <p>「ドライサイトの考え方は、安全性に影響しかねない敷地内浸水ハザードへの対策の要点と考えられる。発電所の当初レイアウトはこれをもとに定めるべきであり、また発電所の供用寿命中にもこれを再評価することによって、こうした状況を確認する必要がある。再評価で否定的な結果が出た場合には、適切な防護策及び減災措置を、適時に実施しなければならない。」、「上述の条件(引出者注:ドライサイトの条件)が満たされない場合、サイトは『ウェットサイト』、すなわち設計基準浸水の水位がプラント主地盤高よりも高いと決定されたものと見なされる。従って建設・供用の各段階中、恒久的なサイト防護策を取る必要があり、また上述のように、こうした人工的なプラント防護策は、安全上重要な物件と見なすべきであり、従って適切に設計・保守する必要がある。」</p>  | 原審第12準備書面 | 15 |  |
| 原告ら引用部分2   | <p>「日本国内の手法と国際慣行との齟齬を指摘しておきたい。前節で述べたとおり、1960年代と1970年代には、地震とそれに付随する(津波などの)ハザードの推定手法を適用する際には、歴史記録を用いるのが一般的な国際慣行であった。この手法は基本的に、決定論的なものであった。安全シリーズNo.50-SG-S1に詳述されているように、歴史記録のある最大の震度または規模に上乗せし、そのような事象がサイトから最短の距離で起きると想定することにより、安全余裕を大きめに取ることで、年間発生頻度の非常に低い、未実測の激甚事象に関する情報の欠如を補うのが国際慣行であった。」</p> <p>数十年ないし数百年というごく近年の期間分しかない、有史の実測事象データを主として用いるという、少なくとも2006年までの日本国内の手法が、津波ハザードの評価にあたって、地震規模を過小評価する主因となつた。発電所の当初設計時点での一般的な国際慣行では、地震及びそれに付随する(津波などの)ハザードの推定手法を適用時に、歴史記録を用いることとされていた。必要とされる低確率(通常受け入れられている再来期間は1万年単位)と釣り合うような先史データがないことを埋め合わせるために、この慣行では次のような想定を置いていた。</p> <p>(i)歴史記録のある最大の震度または規模に上乗せする決まりと、(ii)震源をサイトから最短距離に置く想定である。…」</p> | 原審第12準備書面 | 17 |  |
| 原告ら第15準備書面 | 原告らの2017(平成29)年6月15日付け第15準備書面(規制権限についての補充)  | 原審第13準備書面 | 1  |  |
| 安全評価審査指針   | 発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針  | 原審第13準備書面 | 10 |  |
| 安全系        | 原子炉施設の「重要度の特に高い安全機能を有する系統」  | 原審第13準備書面 | 25 |  |

|              |  |           |     |  |
|--------------|--|-----------|-----|--|
| 原告ら第16準備書面   | 原告らの2017(平成29)年6月15日付け第16準備書面(被告らの結果回避義務・結果回避可能性)                  | 原審第14準備書面 | 1   |  |
| 渡辺氏          | 渡辺敦雄氏  | 原審第14準備書面 | 1   |  |
| 渡辺意見書        | 渡辺敦雄氏の意見書  | 原審第14準備書面 | 2   |  |
| 岡本意見書(2)     | 平成28年10月7日付け岡本教授の意見書(2)  | 原審第14準備書面 | 2   |  |
| 東京電力津波調査報告書  | 福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所における平成23年東北地方太平洋沖地震により発生した津波の調査結果にかかる報告(その2) | 原審第14準備書面 | 6   |  |
| 審査ガイド        | 新規制基準並び基準津波及び耐津波設計方針に係る津波審査ガイド                                     | 原審第14準備書面 | 24  |  |
| 長期評価の見解      | 平成14年に地震本部が公表した長期評価の中で示された津波地震に関する見解                               | 原審第16準備書面 | 3   |  |
| 佐竹教授         | 佐竹健治教授   | 原審第16準備書面 | 20  |  |
| 首藤名誉教授       | 首藤伸夫名誉教授   | 原審第16準備書面 | 20  |  |
| 谷岡教授         | 谷岡勇市郎教授  | 原審第16準備書面 | 20  |  |
| 笠原名誉教授       | 笠原稔名誉教授  | 原審第16準備書面 | 20  |  |
| 阿部博士         | 阿部清治博士   | 原審第16準備書面 | 20  |  |
| 青木氏          | 青木一哉氏  | 原審第16準備書面 | 21  |  |
| 名倉氏          | 名倉繁樹氏  | 原審第16準備書面 | 21  |  |
| 酒井博士         | 酒井俊朗博士   | 原審第16準備書面 | 21  |  |
| 日本海溝・千島海溝報告書 | 平成18年の日本海溝・千島海溝調査会による報告  | 原審第16準備書面 | 49  |  |
| 平成20年試算      | 平成20年に明治三陸地震の波源モデルを福島県沖に置いてその影響を測るなどの試算                            | 原審第16準備書面 | 156 |  |
| 試算津波         | 平成20年試算による想定津波   | 原審第16準備書面 | 171 |  |
| 無限鉛直壁        | 一律に無限高さ又は十分高いことが明らかな高さの鉛直壁   | 原審第17準備書面 | 2   |  |

|            |  |               |    |  |
|------------|--|---------------|----|--|
| 今中氏        | 今中哲二氏  | 意見書           | 5  |  |
| 柴田氏        | 柴田義貞氏  | 意見書           | 8  |  |
| 原告番号1の世帯   | 原告番号1-1ないし1-5の世帯                                       | 原審個別第1準備書面(1) | 5  |  |
| 原告番号2の世帯   | 原告番号2-1ないし2-5の世帯                                       | 原審個別第2準備書面(1) | 5  |  |
| 原告番号5の世帯   | 原告番号5-1ないし5-4の世帯                                       | 原審個別第5準備書面(1) | 5  |  |
| 原告番号6の世帯   | 原告番号6-1, 6-3及び6-4の世帯                                   | 原審個別第6準備書面(1) | 5  |  |
| 原告ら第17準備書面 | 原告ら2017(平成29)年6月15日付け第17準備書面(低線量被ばくの危険について)            | 原審第18準備書面     | 1  |  |
| 原告ら第19準備書面 | 原告ら第4準備書面及び原告らの2017(平成29)年7月27日付け第19準備書面(包括慰謝料の整理について) | 原審第18準備書面     | 1  |  |
| 2007年勧告    | ICRPの2007年勧告   | 原審第18準備書面     | 6  |  |
| 1999年勧告    | ICRP「Publication82 長期放射線被ばく状況における公衆の防護」                | 原審第18準備書面     | 6  |  |
| 1992年勧告    | ICRP Publication63                                     | 原審第18準備書面     | 21 |  |
| 佐々木ほか連名意見書 | 平成28年10月26日付け佐々木康人ほかの意見書(丙ニ共第5号証)                      | 原審第18準備書面     | 37 |  |
| 2017年白書    | UNSCEAR2017年白書   | 原審第18準備書面     | 45 |  |
| LSS第14報    | 放影研報告書   | 原審第18準備書面     | 50 |  |
| 崎山意見書⑤     | 2016年12月20日付け崎山比佐子の意見書5(甲ニ共第48号証)                      | 原審第18準備書面     | 52 |  |
| テチャ川論文     | Krestininaらの「テチャ川コホートにおける長期間の放射線被爆とがんによる死亡」の論文         | 原審第18準備書面     | 57 |  |
| 崎山意見書④     | 2016年12月28日付け崎山比佐子の意見書4(丙ニ共第33号証)                      | 原審第18準備書面     | 59 |  |
| 崎山意見書②     | 2016年5月9日付け崎山比佐子の意見書(丙ニ共第31号証)                         | 原審第18準備書面     | 64 |  |
| 高橋意見書      | 高橋秀人氏作成の意見書(丙ニ共第3号証)                                   | 原審第18準備書面     | 69 |  |

|             |   |           |     |  |
|-------------|---|-----------|-----|--|
| 津金氏         | 津金昌一郎氏  | 原審第18準備書面 | 70  |  |
| 今中氏意見書      | 2017年(平成27)年5月27日付け今中氏の意見書                                      | 原審第18準備書面 | 73  |  |
| 実績報告書       | 福島第一原発事故にともなういわき市の放射能汚染マップ作成と初期被曝量評価に関する研究」実績報告書                | 原審第18準備書面 | 73  |  |
| 佐々木氏        | 佐々木康人氏  | 原審第18準備書面 | 82  |  |
| 中谷内氏        | 中谷内一也氏  | 原審第18準備書面 | 98  |  |
| 成氏          | 成元哲氏  | 原審第18準備書面 | 105 |  |
| 東通発電所       | 被告東電の東通原子力発電所   | 原審第19準備書面 | 2   |  |
| 総合基本政策      | 平成11年4月23日、地震防災対策特別措置法7条2項1号により策定した地震本部の活動の指針となる「地震調査研究の推進について」 | 原審第19準備書面 | 8   |  |
| 東北電力        | 東北電力株式会社  | 原審第20準備書面 | 1   |  |
| 国会事故調査委員会   | 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会   | 原審第22準備書面 | 1   |  |
| 評価値         | 基準地震動を用いた解析において算定される計算結果  | 原審第22準備書面 | 16  |  |
| 評価基準値       | 耐震設計時の判断基準となる民間規格・基準類で定められている値                                  | 原審第22準備書面 | 16  |  |
| 津波PRA標準     | 原子力発電所に対する津波を起因とした確率論的リスク評価に関する実施基準:2011                        | 原審第23準備書面 | 20  |  |
| 津波評価技術2016  | 原子力発電所の津波評価技術2016   | 原審第23準備書面 | 23  |  |
| 重大事故等       | 重大事故(炉規法43条の3の6第1項3号、実用炉規則4条) や重大事故に至るおそれがある事故を併せて              | 原審第23準備書面 | 26  |  |
| 原告ら第16準備書面  | 原告らの2017(平成29)年6月15日付け第16準備書面                                   | 原審第24準備書面 | 1   |  |
| 原告ら第20準備書面  | 原告ら2017(平成29)年7月27日付け第20準備書面                                    | 原審第24準備書面 | 1   |  |
| 伊方原発訴訟最高裁判決 | 最高裁判所平成4年10月29日第一小法廷判決(民集46巻7号1174ページ)                          | 原審第24準備書面 | 8   |  |

|                   |  |           |     |  |
|-------------------|--|-----------|-----|--|
| No. 50-SG-S10B    | IAEA安全シリーズNo. 50-SG-S10B<br>「海岸敷地における原子力プラントに対する<br>設計ベース洪水 安全指針」  | 原審第24準備書面 | 10  |  |
| 原告ら第22準備書面        | 原告らの2018(平成30)年1月18日付け第<br>22準備書面  | 原審第25準備書面 | 1   |  |
| 原告ら第24準備書面        | 原告らの2018(平成30)年6月14日付け第<br>24準備書面  | 原審第25準備書面 | 1   |  |
| 千葉地裁平成29年判決       | 福島第一発電所事故について判示した千葉<br>地方裁判所平成29年9月22日判決   | 原審第25準備書面 | 12  |  |
| 防潮堤等              | 防潮堤・防波堤等   | 原審第25準備書面 | 14  |  |
| 防護レベル             | 一般に、安全に対する脅威から人を守ること<br>を目的として、ある目標をもつたいくつかの障<br>壁   | 原審第25準備書面 | 15  |  |
| 東電設計              | 東電設計株式会社   | 原審第25準備書面 | 24  |  |
| 深層防護              | 原告らの主張の「多重防護」という用語と「深<br>層防護」という用語を統一してい   | 原審第26準備書面 | 227 |  |
| 筒井氏ら              | 筒井哲郎氏及び後藤政志氏   | 原審第26準備書面 | 261 |  |
| 原賠審               | 原子力損害賠償紛争審査会   | 原審第26準備書面 | 359 |  |
| 避難指示等対象区域         | 中間指針を提示した平成23年8月5日の時<br>点で、被告国による避難等の指示等があつ<br>た区域(避難区域、屋内退避区域、計画的避<br>難区域、緊急時避難準備区域、特定避難勧<br>奨地点、南相馬市が住民に一時避難を要請<br>した区域) | 原審第26準備書面 | 390 |  |
| 調査義務              | 規制権限を適時適切に行使するために、常<br>に耐震安全性に関わる新たな科学的知見に<br>目を配り、それらの収集、調査検討を経て耐<br>震安全性に関する被告国の規制に反映す<br>べきものを適時適切に選定していく義務             | 原審第27準備書面 | 2   |  |
| 谷岡・佐竹論文           | 谷岡教授及び佐竹教授が公表した論文(谷<br>岡勇市郎、佐竹健治「津波地震はどこで起<br>こるか 明治三陸津波から100年」(平成8年)<br>(丙口第61号証)   | 原審第27準備書面 | 19  |  |
| 原告ら最終準備書面第3<br>分冊 | 2018(平成30)年8月30日付け最終準備<br>書面(第3分冊)   | 原審第29準備書面 | 1   |  |
| 一審被告国             | 被控訴人国  | 控訴答弁書     | 1   |  |
| 一審原告ら             | 控訴人ら   | 控訴答弁書     | 1   |  |

|             |   |       |    |  |
|-------------|---|-------|----|--|
| 一審原告ら控訴理由書1 | 一審原告らの2019(令和元)年10月30日付け控訴理由書(責任論)  | 控訴答弁書 | 1  |  |
| 一審原告ら控訴理由書2 | 一審原告らの2019(令和元)年10月31日付け控訴理由書(2)(損害論)   | 控訴答弁書 | 1  |  |
| 新設置許可基準規則   | 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第5号)                         | 控訴答弁書 | 2  |  |
| 新技术基準規則     | 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第6号)                                 | 控訴答弁書 | 2  |  |
| 新規制基準       | 新技术基準規則及び新設置許可基準規則の総称   | 控訴答弁書 | 2  |  |
| 一審被告東電      | 一審被告東京電力ホールディングス株式会社  | 控訴答弁書 | 3  |  |
| 福島地裁判決      | 福島地方裁判所平成29年10月10日判決(判例時報2356号)   | 控訴答弁書 | 5  |  |
| 4省庁報告書等     | 4省庁報告書及び7省庁手引きの総称   | 控訴答弁書 | 33 |  |
| 電共研         | 電力共通研究  | 控訴答弁書 | 34 |  |
| 設計上の想定津波    | 具体的な根拠を持った津波の発生可能性を余すことなく取り入れて、設計基準として想定すべき津波                                   | 控訴答弁書 | 35 |  |
| パラメータスタディ   | 設計上の想定津波の不確定性を設計津波水位に反映させるため、基準断層モデル(波源モデル)の諸条件を合理的と考えられる範囲内で変化させた数値計算を多数実施すること | 控訴答弁書 | 35 |  |
| 東京高裁今村証言    | 別件訴訟における今村教授の証言(丙口第196号証)   | 控訴答弁書 | 43 |  |
| JAMSTEC     | 独立行政法人海洋研究開発機構  | 控訴答弁書 | 52 |  |
| 鶴論文         | 平成14年12月に日本海溝沿いの海底地形・地質に関する最新の知見として公表された鶴哲郎博士らの論文                               | 控訴答弁書 | 52 |  |
| 松澤・内田論文     | 平成15年に低周波地震と津波地震について公表された論文(松澤暢、内田直希「地震観測から見た東北地方太平洋下における津波地震発生の可能性」)           | 控訴答弁書 | 86 |  |

|             |  |        |     |  |
|-------------|--|--------|-----|--|
| 東電津波対応方針    | 一審被告東電が、平成20年10月16日から同年12月10日にかけて、首藤名誉教授、佐竹教授、高橋教授、今村教授及び阿部勝征教授(阿部氏)に対し、土木学会に研究を委託した上で示した、耐震バックチェックまでに研究が間に合わないのであれば、耐震バックチェックには既存の津波評価技術に基づく津波評価で対応するが、研究の結果として必要とされる対策については一審被告東電が確実に行うという方針                               | 控訴答弁書  | 101 |  |
| 電事連         | 電気事業連合会  | 控訴答弁書  | 103 |  |
| NUPEC       | 財団法人原子力発電技術機構  | 控訴答弁書  | 103 |  |
| 刑事事件        | 一審被告東電元役員らを被告人とする刑事事件  | 控訴答弁書  | 128 |  |
| 10m盤        | 福島第一原発の敷地高さ(O. P. + 10メートル)  | 控訴答弁書  | 142 |  |
| 4m盤         | 非常用海水ポンプの設置されたO. P. + 4メートル盤   | 控訴答弁書  | 161 |  |
| 東京電力津波調査報告書 | 「福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所における平成23年東北地方太平洋沖地震により発生した津波の調査結果に係る報告(その2)」  | 控訴答弁書  | 168 |  |
| 日本原電        | 日本原子力発電所株式会社   | 控訴答弁書  | 193 |  |
| 名古屋地裁判決     | 名古屋地方裁判所に係属していた同種訴訟(同裁判所平成25年(ワ)第2710号ほか)について、令和元年8月2日に同裁判所が言い渡した判決  | 第3準備書面 | 2   |  |
| 二段階審査       | 伊方原発訴訟最高裁判決が示した、従前の設置許可処分が、行政処分として違法状態になっている場合がどのような場合かを判断する枠組み(当初の安全性の判断の適否に関する裁判所の審理判断が、具体的な審査基準の設定及び同基準への適合性の審査に科学的、専門技術的裁量が認められることを前提として、同基準に不合理な点があるか否かを審査し[第一段階の審査]、更に同基準に適合するとした判断の過程に看過し難い過誤、欠落があるか否かを審査する[第二段階の審査]) | 第3準備書面 | 4   |  |